

# 船舶事故調査報告書

平成28年12月15日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年4月12日 23時07分ごろ
発生場所	愛媛県松山市釣島 <sup>つゐ</sup> 西方沖 釣島灯台から真方位286° 1,680m付近 (概位 北緯33° 53.8′ 東経132° 37.3′)
事故の概要	コンテナ船 <sup>ジホン</sup> JI HONGは、北東進中、また、漁船 <sup>えいしん</sup> 栄進丸は、えい網しながら西進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成28年4月20日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A コンテナ船 JI HONG（中華人民共和国香港特別行政区籍）、 5,299トン 9064956（IMO番号）、MILLENNIUM SHIPPING LIMITED B 漁船 栄進丸、4.9トン EH3-23438（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A（中華人民共和国籍）、免状不詳 航海士A（中華人民共和国籍）、免状不詳 B 船長B、二級小型
負傷者	なし
損傷	A 右舷中央部外板に擦過傷 B 船首部及びバルバスバウに破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	A船は、船長A及び航海士Aほか13人（全員中華人民共和国籍） が乗り組み、航海士Aが船橋当直につき、約10ノット（kn）の速力 （対地速力、以下同じ。）で北東進中、接近するB船を認めて左転し たものの、B船と衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、法定灯火を表示し、約2knの速 力でえい網しながら西進中、船長Bが、A船を認めた際、同灯火を表 示しているため、A船がB船を避けてくれるものと思ひ、西進を続 け、A船と衝突した。
分析	A船は、航海士Aが、接近するB船に気付くのが遅れ、B船に衝突 したものと考えられるが、航海士Aから十分な情報が得られなかつた ため、衝突に至った状況を明らかにすることはできなかった。 B船は、船長Bが、A船がB船を避けてくれるものと思ひ、えい網 しながら西進を続けてA船に衝突したものと考えられるが、船長Bか ら十分な情報が得られなかつたため、衝突に至った状況を明らかにす

	ることはできなかった。
原因	本事故は、夜間、A船が北東進中、B船がえい網しながら西進中、両船が衝突したものと考えられる。